

審査の結果の要旨

氏名 小入羽 秀敬

国の財源措置の変更は、都道府県（以下、県）の教育財政政策にどのような影響を与えてきたのか。このことは教育財政の国・地方間関係を考察していくうえで重要なテーマであり、本研究は私学助成、特に私立高等学校への助成を対象にこの点を明らかにしようとするものである。私立高等学校は県知事の所管であり、私立高等学校への助成は県によって行われているが、これに対して国は国庫補助金制度と地方交付税制度により財源措置を行ってきた。本研究は両制度に着目し、国の財源措置の変更が県の私学助成政策に与えた影響を解明することを目的としている。

本論文は序章、第1部（第1章～第2章）、第2部（第3章～第6章）、終章から構成されている。まず序章で、本論文の課題設定と先行研究の分析が行われ、本論文の分析枠組みが示される。第1部は私学助成の制度的分析にあてられ、第1章で国の、第2章で県レベルの分析が行われている。それにより、国レベルでは、文部（科学）省の私立高等学校に対する政策的な関与は財務面では国庫補助金の交付以外は極めて少ないこと、その補助金額は減少期があるものの基本的に増加傾向にあること、地方交付税については地方交付税法の改正による費目の変更とともに交付税額が拡大してきていることなどを、県レベルでは、私学担当部局が知事部局にある場合と教育委員会にある場合とで所掌事務の内容は変わらず、私学助成額も大きな差がみられないこと、私学助成に関する予算の積算と配分で助成額に大きな変動が起きないような制度設計がなされていることなどを明らかにしている。

第2部は事例分析を中心とした時期区分ごとの分析にあてられている。まず第3章で1965年をピークとする生徒急増期の地方交付税の増額が県の私学助成に与えた影響の、続く第4章では1970年代初めの地方交付税法改正の県私学助成への影響の分析を行い、生徒急増期の国からの財源措置が県私学助成の増額につながったこと、1970年代初めの法改正による人件費補助の地方交付税への算入により人件費補助がすべての県の私学助成で措置されたこと、しかし、給付型の補助を行う場合と貸付型の補助を行う場合など県により相違があったことなどを明らかにしている。第5章では1975年の私立学校振興助成法制定以後の、第6章では財政難と生徒減少期となる1990年代以降の分析を行い、国庫補助金制度の導入はすべての県の私学助成の増額をもたらすとともに強い標準化を促したこと、同制度の導入は私学助成の底上げに影響を与える一方で標準額に向けて私学助成の減額を行ったところもみられること、2000年代に入ると各県ごとの差異が分権改革など関わって広がってきていることなどを明らかにした。そして、終章では、各章で得られた知見を整理し、そこから導かれる含意と今後の課題を示し論文を締めくくっている。

本論文は、これまでほとんど分析が行われてこなかった私立学校振興助成法制定以前も対象とし、その後の国と県の施策展開をたどることによって、使途を定めない地方交付税も一定の標準化機能を有したこと、振興助成法制定以前の地方交付税制度による措置が同法制定後の私学助成の制度構築に影響を与えたこと、国の財源措置による標準化機能は時期によって強弱があり2000年以降は弱まってきていることなど、学術的意義のある知見を導出している。よって、本論文は、博士（教育学）の学位を授与するのに相応しいものと判断された。